

富山県警察長寿社会対策要綱の制定について（例規通達）

21世紀初頭の本格的な高齢化社会の到来に備え、人生80年時代にふさわしい経済社会システムの構築を目指すため、昭和61年6月6日の閣議で政府が推進すべき長寿社会対策の指針として「長寿社会対策大綱」が決定され、警察庁においても、高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）の保護及び社会参加を中心とする総合的な長寿社会対策を推進して国民の期待と信頼にこたえるため、長寿社会対策要綱が制定された。

このため、本県警察においても総合力を発揮して、長寿社会対策の充実及び強化を図るため、別添のとおり「富山県警察長寿社会対策要綱」を定め、昭和61年11月13日から実施することとしたから、その運用に誤りのないようにされたい。

富山県警察長寿社会対策要綱

重点推進項目	推進事項	推進細目
第1 実態把握活動及び広報啓発活動の推進等	<p>1 実態把握活動の推進 高齢者の保護及び社会参加に資するため、保護を要する高齢者、高齢者の社会参加等の実態把握に努める。</p>	<p>ア 警ら、巡回連絡、防犯指導、交通安全指導、統計分析等を通じ、保護を要する高齢者の状況、高齢者に係る各種犯罪及び事故の状況、高齢者及び高齢運転者に係る交通事故の状況、高齢者の社会参加の状況等を的確に把握する。 イ アンケート調査の実施、モニターの委嘱等を通じ、高齢者の警察に対する要望、意見等を的確に把握する。</p>
	<p>2 広報啓発活動の推進 高齢者の保護及び社会参加に資するため、関係機関・団体等との連携の下に、広報啓発活動を積極的に推進して、長寿社会対策に関する県民の意識の啓発を図るとともに、その理解と協力が得られるように努める。</p>	<p>ア マス・メディア等の各種広報媒体の積極的な活用を図る。 イ 関係機関・団体等の機関誌、広報紙等の積極的な活用を図る。 ウ 地域座談会、街頭啓発活動等の積極的な活用を図る。</p>
	<p>3 関係機関・団体等との連携の強化 関係機関・団体等との連携を強化し、それぞれの地域における総合的かつ計画的な長寿社会対策の推進に努める。</p>	<p>ア 県、市町村等に働きかけ、高齢者の保護及び社会参加を含めた総合的な長寿社会対策の策定を促進する。 イ 県、市町村、社会福祉協議会、老人クラブ等との連絡会議を定期的で開催し、それぞれの地域における長寿社会対策の計画的な推進を図る。 ウ 防犯協会、交通安全協会等の育成及び指導に努め、高齢者の保護及び社会参加のための自主的活動を促進する。</p>
第2 高齢者の保護の推進	<p>1 各種犯罪及び事故の防止活動の推進 高齢者、独居老人等に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、関係機関・団体等との連携の下に、高齢者に対する効果的な防犯広報、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 防犯活動等の推進 ア マス・メディア等の各種広報媒体の積極的な活用等を通じ、高齢者に対する効果的な防犯広報等を実施する。 イ 老人クラブ、老人ホーム等における防犯講習等を計画的に実施する。 ウ 巡回連絡等を通じ、高齢者家庭における防犯診断、防犯指導</p>

		<p>等を計画的に実施する。</p> <p>エ 県、市町村等に働きかけ、災害等における高齢者の避難対策の策定を推進するとともに、必要に応じ避難訓練を実施する。</p> <p>オ 防犯機器業、警備業等の育成及び指導に努め、高齢者に適する防犯機器、防犯システム等の開発及び普及を促進する。</p> <p>(2) 独居老人等に対する保護活動の推進</p> <p>ア 独居老人、痴ほう症老人家庭等に対し計画的な訪問を行い、防犯診断、防犯指導等を積極的に実施する。</p> <p>イ 特異家出人と認められる痴ほう症老人等については、手配を励行し、その早期保護に努める。</p> <p>ウ 必要に応じ、親族、福祉事務所、民生委員等と連携し、保護活動の徹底を図る。</p> <p>(3) 困りごと相談活動の推進</p> <p>ア 専門相談員の育成、配置等を通じ、困りごと相談体制の整備及び充実を図る。</p> <p>イ 困りごと相談に関する広報を徹底し、その利用の促進を図る。</p> <p>ウ 必要に応じ、関係機関・団体等と連携し、相談事案の効果的な解決を図る。</p>
	<p>2 各種犯罪の取締り活動の推進</p> <p>高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済事犯の取締り活動を積極的に推進するとともに、この種犯罪の再発及び被害の拡大防止を図る。</p>	<p>(1) 各種犯罪の取締り活動の推進</p> <p>高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済関係事犯の迅速な検挙に努める。</p> <p>(2) 関係機関・団体等との連携による被害の防止活動の推進</p> <p>ア 消費生活センター等と連携し、被害の早期把握に努める。</p> <p>イ 関係機関による行政措置及び関係業界による自主規制の促進を図る。</p> <p>ウ マス・メディア等の各種広報媒体を活用し、被害防止のための注意を喚起する。</p>

	<p>3 交通事故の防止活動の推進</p> <p>高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関・団体等との連携の下に、それぞれの地域における高齢者の組織化等を促し、高齢運転者の運転特性等に関する調査・研究を行うとともに、高齢者に対する効果的な交通安全広報・交通安全講習及び交通安全指導、高齢者の保護のための総合交通規制の実施、交通安全施設の開発・整備等を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 交通安全教育活動の推進</p> <p>ア マス・メディア等の各種広報媒体の積極的な活用等を通じ、高齢者に対する効果的な交通安全広報等を実施する。</p> <p>イ 老人クラブ、老人ホーム等における交通安全部会の設置を促進するとともに、交通安全講習等を計画的に実施する。</p> <p>ウ 巡回連絡等を通じ、高齢者家庭における交通安全指導等を計画的に実施するとともに、交通安全用の用具等の開発及び普及を促進する。</p> <p>エ 高齢者の特性、要望等を踏まえた交通安全教育の充実に努めるとともに、専門的知識を有する教育担当者の養成を図る。</p> <p>(2) 高齢運転者対策の推進</p> <p>ア 更新時講習における高年者学級の編成等を通じ、効果的な交通安全教育を実施する。</p> <p>イ 科学的検査機器を用いた運転適性診断を推進し、高齢運転者の交通安全指導に活用する。</p> <p>ウ 高齢運転者の運転特性等に関する調査及び研究を行い、これを高齢運転者対策に活用する。</p> <p>(3) 交通環境の整備の推進</p> <p>ア 高齢者の保護に効果的な総合交通規制を実施する。</p> <p>イ 高齢者の保護に効果的な交通安全施設の開発及び整備を図る。</p>
<p>第3 高齢者の社会参加の促進</p>	<p>1 高齢者の関係団体等への参加の促進</p> <p>防犯、交通等の関係団体等への高齢者の参加の促進等を通じ、高齢者の社会参加意識の高揚を図る。</p>	<p>ア 防犯協会、交通安全協会等における高齢者部会の設置及びこれらの団体への高齢者の参加を促進する。</p> <p>イ 防犯連絡所責任者、少年補導員、交通指導員等としての適格高齢者の委嘱を推奨する。</p>

<p>2 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進 高齢者が参加しやすい条件を整備した上で、防犯活動、交通安全活動等の地域に密着した社会奉仕活動への高齢者の積極的な参加の促進を図る。</p>	<p>ア 防犯協会、交通安全協会、老人クラブ等と連携し、防犯活動、青少年健全育成活動、風俗環境浄化活動、交通安全活動等の社会奉仕活動への高齢者の積極的な参加を促進する。 イ 社会奉仕活動に高齢者の参加しやすい内容のものを取り入れるとともに、積極的な情報提供、必要な協力及び支援を行う。 ウ 高齢者の社会奉仕活動への参加に当たっては、世代間の交流を促進し、地域社会の連帯意識の醸成を図る。</p>
---	---